解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年七月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月四日

東京都港区芝公園二丁目一一番七号

東京都自動車整備厚生年金基金

代表清算人　林　徹也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年六月二日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月四日

広島県安芸高田市八千代町下根一五七七番地

宗教法人光慶寺

清算人　細川　宏見

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年四月七日和歌山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月四日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字庄七九八番地

庄生産森林組合

清算人　中村　準一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区鈎取字新田町三五番地四、最後の住所仙台市若林区古城三丁目三番二二号　被相続人　亡　内田　昭男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月四日

宮城県仙台市青葉区片平一丁目一番六号

ネオハイツ片平六〇二　片平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　敏宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市沖高字樋越一番地四三、最後の住所福島県福島市沖高字樋越一番地の四三　被相続人　亡　狗飼　光衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月四日

福島県福島市桜木町一四番七号

相続財産管理人　大河内重男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区登戸一丁目九番地の八、最後の住所千葉市中央区登戸四丁目六番二四号　被相続人　亡　青木　基治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月四日

事務所千葉市中央区中央四丁目五番一号きぼーる二階渥美雅子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　牧人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市江南区割野二四八番地、最後の住所新潟市江南区割野五〇九番地一　被相続人　亡　丸山　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月四日

新潟市中央区西堀通四番町二五九番五八西堀青藍館七〇一号　岩渕浩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　雅博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多市岡田字中谷四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹内　甲三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月四日

愛知県大府市中央町三丁目六五番地大島不動産ビル四階

相続財産管理人　弁護士　塚本　康統

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県黒部市犬山一七番地、最後の住所滋賀県大津市田辺町九番三四号　被相続人　亡　亀谷　善介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月四日

滋賀県大津市錦織三丁目一番二〇号

相続財産管理人　司法書士　小川　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市玉島陶五五四二番地、最後の住所岡山県倉敷市玉島陶五五四二番地　被相続人　亡　高木　孝市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月四日

岡山県倉敷市玉島阿賀崎一丁目一番一〇号

相続財産管理人　山本　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県邑久郡邑久町大窪四八七番地、最後の住所岡山県倉敷市玉島一二七五番地の一（うづき荘）　被相続人　亡　奥山　初祢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月四日

岡山市東区西大寺東二丁目三番二四―三号

相続財産管理人　阿部　喬樹

第39期決算公告　平成28年8月4日

東京都港区芝三丁目22番8号

オリックス・マリタイム株式会社

代表取締役　徳間隆二郎

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,908
	固定資産	3,572
	合計	6,480
負債及び純資産の部	流動負債	626
	固定負債	—
	株主資本	5,854
	資本金	20
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	5,834
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	5,834
	（うち当期純利益）	（149）
	合計	6,480

第50期決算公告　平成28年8月4日

東京都港区浜松町二丁目4番1号

オリックス・エアクラフト株式会社

代表取締役　北川　慶

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	12
	固定資産	52
	合計	65
負債及び純資産の部	流動負債	312
	固定負債	—
	株主資本	△247
	資本金	50
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	△297
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△297
	（うち当期純損失）	（2）
	合計	65

第23期決算公告　平成28年8月4日

福岡県北九州市小倉北区米町一丁目2番26号

日産トレーディングジャパン株式会社

代表取締役　榎本　昌志

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,096,474
	固定資産	112,204
	資産合計	1,208,679
負債及び純資産の部	流動負債	925,997
	固定負債	0
	株主資本	283,121
	資本金	20,000
	利益剰余金	263,121
	別途積立金	40,000
	その他利益剰余金	223,121
	（うち当期純利益）	（32,724）
	評価・換算差額等	△439
	負債・純資産合計	1,208,679